

あわら市総合振興計画審議会

日時 平成28年2月1日(月)13:30から

場所 あわら市役所全員協議会室

会 議 次 第

1 会長あいさつ

2 協議事項

(1) パブリックコメント手続きの結果について

(2) 各委員から提出された意見及びパブリックコメント手続を踏まえた
計画案の変更について

(3) 答申について

3 その他

あわらし総合振興計画審議会条例

平成16年9月21日

条例第162号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、あわらし総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、あわらし総合振興計画に関する事項について審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関の代表者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 市長は、必要に応じて第1項に規定する委員のほかに特別委員を置くことができる。

(任期)

第4条 委員及び特別委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。